

大阪府廃棄物処理計画(案)に対する府民等からの意見の
概要とそれに対する大阪府環境審議会廃棄物処理計画部
会の見解

- 1 府民等からの意見募集方法の概要とその結果
- 2 検討結果

平成19年3月

大阪府環境審議会廃棄物処理計画部会

1 府民等からの意見募集方法の概要とその結果

(1) 意見募集方法の概要

意見募集期間：平成19年1月4日～2月3日

周知方法：大阪府のホームページで周知

閲覧場所：大阪府府政情報センター

大阪府府民情報プラザ（府内12箇所）

大阪府環境情報プラザ

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室

意見提出方法：所定の用紙に記入し、郵送、ファクシミリ、電子メールで提出

(2) 意見の件数等

意見提出件数：16件

意見提出者の内訳

・一般府民：10件

・事業者：3件

・各種団体：3件

2 検討結果

よせられた多数の意見を計画案の章ごとに取りまとめ検討を行った。

(1) 序章

「基本理念等」に関する意見等と見解

- ・基本理念の記述に対する意見や廃棄物処理やリサイクルの考え方に対する提言等があった。
- ・それぞれの意見とそれに対する見解の詳細は別添資料（No.1～11）に示したとおりであり、次の諸点については意見の趣旨を踏まえて計画案を修正する。

<意見 No.5:「ごみをできるだけ出さない…」の「できるだけ」を削除>（計画案 11 ページ）
資源循環の流れの有機的な連携のイメージ図の中の「ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルの普及」を「ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの普及」に修正

< 意見 No.7: 住民の知恵を活用し、実質的にごみが減る仕組みを構築すべき >
(計画案 10 ページ)

基本理念等の最後に下記の文章を追加。

「・その実現のため、地域におけるリサイクルの取組みを促進する独自のリサイクルシステムの構築に向けた視点なども踏まえ、循環型社会の形成に向けた仕組みづくりを検討していきます。」

< 意見 No.8: 資源循環の流れの有機的な連携のイメージ図において、リサイクルとリデュース、リユースの関係を明確にすべき > (計画案 11 ページ)

指摘の趣旨を反映させるため、別紙のとおり修正

< 意見 No.10: 府域の廃棄物の大部分を排出する企業・事業者の発生抑制やリサイクルの取組みを進めることが重要 > (計画案 15 ページ)

重点施策の「 事業者の自主的な取組みの支援」の冒頭に次の記述を追加。

「・産業廃棄物や事業系一般廃棄物など事業者が排出する廃棄物は家庭から排出される廃棄物に比べて、府域では約 8 倍に達しています。」

・循環型社会を形成するためには、排出事業者による発生抑制やリサイクルの取組みを進めることが重要です。」

「廃棄物対策における課題」に関する意見等と見解

- ・ 府域の一般廃棄物の発生状況の評価についての意見があった。
- ・ 同意見と見解の詳細について別添資料 (No.12) のとおりであり、意見の趣旨を踏まえ下記のとおり修正する。

< 意見 No.12: 一般廃棄物の発生状況の評価について、家庭系ごみのこれまでの削減の取組みを評価し、今後は事業系が課題であることを明確にすべき > (計画案 12 ページ)

当該箇所の記述を下記のとおり修正。

「都道府県別の総排出量で大阪府は東京都について全国 2 番目、一人当たり排出量は 1,257g/日と最も多くなっています(新潟県、兵庫県の災害分は除く)。生活系ごみは平成 12 年度に比べて総排出量で約 11%の削減が進んでいますが、事業系ごみについては約 3%の削減にとどまっています。生活系ごみの排出削減に今後とも一層取り組むとともに、事業系ごみの削減が大きな課題となっています。」

「重点施策」に関する意見等と見解

- ・重点施策として追加すべき施策の提案、家庭ごみ処理の有料化の是非など記載内容に関する意見や項目の記載順序に関する意見などがあった。
- ・それぞれの意見とそれに対する見解の詳細は別添資料（No.13～28）に示したとおりであり、次の諸点については意見の趣旨を踏まえて計画案を修正する。

< 意見 No.17: 家電リサイクル大阪方式の記述を見直すこと > (計画案 16、36 ページ)

大阪方式を大阪府の施策として採用するに至った状況を詳しく説明する必要があることから、当該箇所及び第 1 章 3 (4) 「家電リサイクルの推進」を下記のとおり修正。

(重点施策)

- ・廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として家電リサイクル法が施行されましたが、「リサイクル料金が一律で高い」「地域の再生資源業者の活用がほとんど図られていない」などの課題に対応するため、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図るため、府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

(第 1 章) (4)家電リサイクルの推進

- ・廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として平成 13 年 4 月に家電リサイクル法が施行されましたが、「リサイクル料金が一律で高い」「地域の再生資源業者の活用がほとんど図られていない」などの課題に対応するため、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

< 意見 No.19: 再生資源業者の活用を重点施策に位置づけるべき > (計画案 18 ページ)

重点施策の「循環型ビジネスの振興」の記述を下記のとおり修正。

循環型ビジネスの振興

- ・資源の循環的な利用を進め循環型社会を形成するためには、循環資源を適正にリサイクル（リユース、リペア、資源回収などを含む）する循環型ビジネスの役割が重要です。
- ・特に、リサイクルなど資源の循環的な利用を進める上で、再生資源業者は、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っていることから、その活用や育成が図られるよう努めます。
- ・また、再生品の需要拡大などを通じて、再生品の市場形成の促進に努めます。
- ・さらに、「大阪府エコタウンプラン」をはじめとして、民間の先進的なリサイクル施設の立地を促進するとともに、インターネットによる情報発信、セミナー、シンポジウム等を通じた事業マッチングによるビジネスチャンスの創出などに努めます。

< 意見 No.22: 「循環型ビジネス」と「廃棄物処理ビジネス」の区別を明確にすべき >

(計画案 19 ページ)

重点施策の「 廃棄物処理ビジネスの育成」は「産業廃棄物処理業者の育成」を指しており、同項目を下記のとおり修正。

優良な産業廃棄物処理業者の育成

- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成を促すため、廃棄物処理法に基づく優良性評価制度を促進するとともに、業界団体による研修制度の支援を図ります。

< 意見 No.25: 各種リサイクルの推進には家電リサイクル大阪方式のような具体策を打ち出すべき > (計画案 10 ページ)

基本理念等の最後に下記の文章を追加。

「・その実現のため、地域におけるリサイクルの取組みを促進する独自のリサイクルシステムの構築に向けた視点なども踏まえ、循環型社会の構築に向けた仕組みづくりを検討していきます。」

< 意見 No.27: 廃食用油の BDF 化に積極的に取り組むべき >

< 意見 No.28: 生ごみのエネルギー資源化に取り組むべき > (計画案 39 ページ)

第 1 章 3 減量化目標達成のための施策 (9)調査・研究の推進」の冒頭に以下の記述を追加「一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、」

(2) 第 1 章 一般廃棄物

「減量化の目標量」及び「減量化目標達成のための施策」に関する意見等と見解
・一般廃棄物処理の有料化の推進や現在、焼却処理しているもののリサイクルの推進に関する意見などがあった。

・それぞれの意見とそれに対する見解の詳細は別添資料 (No. 29 ~ 34) に示したとおりであり、次の諸点については意見の趣旨を踏まえて計画案を修正する。

< 意見 No.33: 埋立処分量の削減のため、焼却しているもののなかの未利用資源の有効利用に努めるべき > (計画案 39 ページ)

第 1 章 3 (9) 「調査・研究の推進」の冒頭に以下の文章を追加。

「一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、」

「適正なごみ処理の推進」に関する意見等と見解

- ・再生資源業者の役割やごみ処理コストの分析に関する意見などがあった。
- ・それぞれの意見とそれに対する見解の詳細は別添資料（No.35～39）に示したとおりであり、次の点については意見の趣旨を踏まえて計画案を修正する。

< 意見 No.37:民間処理業者と再生資源業者の違いを明確にすること。また、再生資源業者の役割とその活用について記載すること。 > (計画案 44 ページ)

第1章 4 適正なごみ処理の推進(6)「民間処理業者・再生資源業者の指導・育成」のタイトルを「再生資源業者等の活用及び育成」とし、同項目の記述を以下のとおり修正。

再生資源業者は、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っていることから、その活用や育成が図られるよう市町村に対し働きかけます。また、廃棄物再生事業者登録制度の活用等により優良な再生資源業者の育成に努めるとともに、リサイクルを円滑に推進するために、市町村とともに再生資源業界の振興策やより効率的なリサイクルのための技術開発に対する支援の検討などを行います。

民間の一般廃棄物資源化施設等のごみ処理事業者については、一般廃棄物の適正処理を進める上で重要な役割を担っており、ごみの適正処理を推進し、ごみ処理の信頼性、安全性の確保を図るため、ごみ処理施設への立入等により廃棄物処理法に基づく維持管理基準の遵守など、事業者を指導するとともに、優良な処理事業者の育成に努めます。

(3) 第2章 産業廃棄物

「3 減量化目標達成のための施策」に関する意見等と見解

- ・事業者の自主的取組みの促進や建設リサイクルの推進に関する意見などがあった。
- ・それぞれの意見等とそれに対する見解は、別添資料（No.40～52）に示すとおりであり、いずれも計画案に記載されているなど、計画案の修正を要するものはなかった。

「4 適正処理の推進」に関する意見等と見解

- ・排出事業者責任の徹底に関する意見などがあった。
- ・それぞれの意見等とそれに対する見解は、別添資料（No.53～54）に示すとおりであり、いずれも計画案に記載されているなど、計画案の修正を要するものはなかった。

「5 産業廃棄物処理施設の整備」に関する意見等と見解

- ・ 域内処理の推進や最終処分場の整備に関する意見などがあつた。
- ・ それぞれの意見とそれに対する見解は、別添資料（No.55～56）に示すとおりであり、いずれも計画案に記載されているなど、計画案の修正を要するものはなかつた。

「6 健全な処理業者の育成」に関する意見等と見解

- ・ 優良業者の格付けに関する意見などがあつた。
- ・ それぞれの意見とそれに対する見解の詳細は、別添資料（No.57～59）に示すとおりであり、次の点については意見の趣旨を踏まえて計画案を修正する。

< 意見 No.58: 産業廃棄物処理業者の育成のため、優良業者の格付けを行うべき。 >
(計画案 77 ページ)

第2章 6 健全な処理業者の育成 (3)優良処理業者の育成と情報公開 「優良性評価制度の促進」のタイトルを「優良性評価制度の促進等」とし、記述を下記のとおり修正。
優良性評価制度については・・・、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるという趣旨に沿った手法・制度についても検討します。

「7 不適正処理対策」に関する意見等と見解

- ・ 電子マニフェストの普及や原状回復の促進に関する質問などがあつた。
- ・ それぞれの質問とそれに対する見解は、別添資料1（No.60～61）に示すとおりであり、計画案の修正を要するものはなかつた。

(4) 第3章 循環型社会の形成に向けた施設整備に関する意見等と見解

- ・ 大阪府エコタウンプランに関する意見があつた。
- ・ 意見とそれに対する見解は、別添資料（No.62）に示すとおりであり、意見の趣旨を踏まえ次のとおり計画案を修正する。

< 意見 No.62: エコタウンプランに位置づけられたリサイクル施設の整備・稼動に際しては周辺環境への配慮が必要。 > (計画案 81 ページ)

第3章 1(2)「大阪府エコタウンプランの推進」の記述を以下のとおり修正。

「大阪府エコタウンプラン」を推進するために、関係自治体（大阪府・大阪市・堺市・寝屋川市）とエコタウンに位置付けた7事業者で協議会を設置し、リサイクルの一層の推進、周辺環境への配慮等の基本的考え方のもと、エコタウンに関する情報発信や資源循環を担う各主体との交流・連携の促進などの諸課題に、協働で取り組んでいきます。

(5) 第4章 各主体の役割と連携等に関する意見等と見解

- ・府民、事業者、市町村の役割に関する意見があった。
- ・意見とそれに対する見解は、別添資料(No.63~65)に示したとおりであり、次の諸点については意見の趣旨を踏まえて計画案を修正する。

< 意見 No.64:事業者の役割について排出事業者に関するものと処理業者に関するものが混在している。また、再生資源業者の役割も位置づけるべきである。 >

(計画案 83 ページ)

第4章 1(2)「事業者の役割」を下記のとおり修正。

製造事業者・排出事業者

製造事業者は、自らが生産する製品について、原材料の選択や製造工程の工夫等により、生産段階だけでなく、その使用・廃棄後においても適正にリサイクルや処分されることに配慮しなければならない。

原材料の選択や製造工程の工夫等により、加工、販売等の各過程において発生抑制に努めるとともに発生する廃棄物については、再生利用や適正処理が容易となるよう配慮する。

使用後に廃棄物となる製品や容器等の減量化を推進し、容器等の簡素化、繰り返し使える容器の使用、商品の耐久性の向上、適正な処理が困難とならず、使用後に再使用・再生利用が容易な商品等の製造・販売を行う。

修理の容易な製品を製造するとともに、修理体制を整備する。

商品の長期的使用の促進、適正なリサイクルや処理に要する情報の提供を行う。

商品や容器等を自主的に回収し、再生利用等を推進する。

再生原料や再生品の使用・販売を行う。

排出事業者は、事業活動に伴って排出される廃棄物について自らの責任で適正に処理しなければならない。

処理を他人に委託する場合は、適正な処理費を負担するとともに産業廃棄物については、契約書の締結、マニフェストの交付等を厳格に運用する。

廃棄物に関する責任者を選任し適正処理を推進するとともに、社内研修等を実施する。

再生資源業者・廃棄物処理業者

再生資源業者は、資源循環の各段階において、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っている。

より効率的・高品質なリサイクルを進めるため、リサイクル技術の高度化等に努める。

廃棄物処理業者は、資源循環の各段階において、廃棄物の減量化や適正処理を進める上で重要な役割を担っており、廃棄物処理や減量化に関する情報を収集し、新しい技術の導入に努めるとともに処理施設の維持管理を適正に実施し最終処分される廃棄物の減量等に努める。

(以下2項目修正なし)

< 意見 No.65: 市町村の役割に再生資源業者の活用について位置づけるべきである。 >

(計画案 85 ページ)

第4章 1(3)「市町村の役割」に下記の記述を追加。

リサイクルを進める上で重要な役割を担っている再生資源業者の活用や育成に努め、リサイクルをより一層推進する。

(6) 計画案全体に関する意見等と見解

- ・ 廃棄物政策に関する新たな提案や計画案における表現等に関する意見・質問があった。
- ・ 意見とそれに対する見解は、別添資料 (No.66~72) に示したとおりであり、次の諸点については意見の趣旨を踏まえて計画案を修正する。

< 意見 No.66: バイオマスの利活用について計画に位置づけるべきである。 >

(計画案 39 ページ)

第1章 3(9)「調査・研究の推進」の冒頭に以下の記述を追加

「一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、」

< 意見 No.69: リサイクルが進まないのは焼却の費用が安いことが原因。適正な料金とすべき。 > (計画案 45 ページ)

リサイクルにかかる費用の低減化を進めるため、第3章 4(6)「民間処理事業者・再生資源業者の指導・育成」(意見 No.37 により項目名を「再生資源業者等の活用及び育成」に修正)の記述を下記のとおり修正。

「市町村とともに再生資源業界の振興策やより効率的なリサイクルのための技術開発に対する支援の検討などを行います。」

(7) 市町村長意見について

- ・ 府内の市町村長から市町村一般廃棄物処理基本計画との整合性や減量化目標の

設定方法などに関する意見があった。

- ・それぞれの意見とそれに対する見解の詳細は別添資料「2. 市町村の意見と部会の考え方」に示したとおりであり、次の諸点については、意見を踏まえ計画案を修正する。

< 意見 No.市 2:市町村一般廃棄物処理基本計画との整合性について明記すべき。 >

(計画案 9 ページ)

序章 2 「計画の性格」に次の記述を追加。

「国が定める・・・に即して策定しています。さらに同法に基づき市町村が策定する一般廃棄物処理基本計画は本計画と整合が図られ策定されるものです。」

< 意見 No.市 4:家庭ごみ処理の有料化は排出抑制策の1つであることを明記すべき >

(計画案 15 ページ)

序章 4(4) 「家庭ごみの排出削減の推進」の記述を下記のとおり修正。

「排出抑制策の一つとして市町村による家庭ごみ処理の有料化の導入の促進」

< 意見 No.市 5:「市町村等による回収前の抜き取り」は表現が適切でない。 >

(計画案 23 ページ)

第 1 章 1(1) 「排出量」の記述(計画案 p23)の記述を下記のとおり修正。

「市町村等が回収する前に持ち去るいわゆる資源ごみの抜き取りなど」

< 意見 No.市 8:一般廃棄物の減量化目標量について、再生利用量の推計方法の説明が必要 > (計画案 32 ページ)

第 1 章 2 「減量化目標量」の表 1-8 の下に参考として再生利用量の推計方法の考え方を追加記載。

< 意見 No.市 10:一般廃棄物処理の有料化の推進は国の基本方針の記述を基本にすべき > (計画案 36 ページ)

第 1 章 3(3) 「一般廃棄物処理の有料化の推進」の記述を以下のとおり修正。

「今後は、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、・・・」

< 意見 No.市 15:不適正処理対策には「迅速な対応」・「効果的な指導」が最重要 >

(計画案 78 ページ)

第 2 章 7(1) 「警察・市町村等関係機関との連携強化」の記述を以下のとおり修正。

「特に、不適正処理事案に迅速で効果的な対応ができるよう、市町村との連携強化及び情報の更なる共有化を図り、地域に一層密着した監視・指導体制を構築していきます。」

1. 府民等の意見と部会の考え方

(1) 序章

基本理念等

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
1	10	「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成する。」の「できる限り」を削除する。	最大限の努力をするという趣旨で「できる限り」との記述をしており、原案のとおりとします。
2		循環型社会を形成するという強い意志を示すべきである。「できる限り・・・」という文言を削除し、事業者の自主任せではない行政関与を強める制度にレベルアップするべき。	
3	10	基本方針の「リユースやリサイクルなど資源の循環的な利用を進め、処分しなければならない廃棄物を可能な限り削減する。」の「可能な限り」を削除する。	最大限の努力をするという趣旨で「可能な限り」との記述をしており、原案のとおりとします。
4	10	基本方針の「どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する」の「どうしても」を削除する。	「どうしても」を削除することで、「利用できない」の判断が安易になされ処分が助長されることが懸念されるため、原案のとおりとします。
5	11	「ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルの普及」の「できるだけ」を削除する。	ご意見のとおり修正します。 「 <u>ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの普及</u> 」
6	10	廃棄物発生抑制とは、そもそも製造段階に遡って計画するべきものである。廃プラスチックに見られるように、事業者に軽く・地方自治体に財政負担が重く、エネルギー大量消費型リサイクルを「リサイクル」とはよべない。容器包装リサイクルはその典型だ。容器類は、売った人と買った人、つまり販売者事業者と消費者間で処理する「民：民」対策に徹するべき。そうすることで双方に抑止努力が進む。 本計画策定を機に、大阪府域内でデポジット制度を実行すると言言すべきである。	デポジット制度については、使用済み製品の回収・資源化の促進に効果があると考えられますが、その導入にあたっては、消費者や事業者等の広範囲にわたる関係者のコンセンサスを得て、全国一斉に実施することが望まれるため、大阪府においては法制化も含めて国に要望を行っているところです。
7	10	処理技術頼みの廃棄物処理政策の限界が見えている。地方自治体は住民の中にある知恵を活用して、実質的に減るしくみを生み出すべき。	ご指摘の趣旨も踏まえ、p10の基本理念等の最後に下記の文章を追加します。 「 <u>・その実現のためには、地域におけるリサイクルの取組みを促進する独自のリサイクルシステムの構築に向けた視点なども踏まえ、循環型社会の形成に向けた仕組みづくりを検討していきます。</u> 」

8	1 1	<p><循環資源の流れの有機的な連携のイメージ>について リサイクルと3Rの残りの2つであるリデュース、リユースの関係を明確にすべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、別紙のとおり修正します。</p>
9	1 1	<p>生産・流通（事業者）の是正処置と消費（府民・事業者）是正処置とリサイクル（行政、再生資源業者、廃棄物処理業者）が適正処理されているか公平かつ客観的に判断できない。 すべての排出事業者と、公共事業並びに民間中間処理施設と最終処分場に適正処理・品質保証の監査ができる第三者機関(相互監視を行うことができる二社以上から構成される第三者機関)を常駐させ、ありのままの事実をすべて、情報公開するように指導徹底すること。特に大阪府に関する施設はすべて情報公開するように指導徹底すること。</p>	<p>ご指摘の記載は、循環型社会の形成に向けた将来ビジョンの中で資源循環が円滑に行われる社会のイメージであり、生産・流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれの主体が取り組むべき課題を示したもので、それぞれの取り組みの客観的な評価を想定しているものではありません。 なお、大阪府の取り組みに関しては「大阪府情報公開条例」に基づき適切に情報公開されているものと考えます。 また、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者における適正処理については、第2章に記載している排出事業者に対する指導の徹底や健全な処理業者の育成などの施策により確保することが適切であると考えています。</p>
10	10 ~	<p>府域で発生する廃棄物の大部分は産業廃棄物や事業系の一般廃棄物など企業・事業者が排出するものである。 循環型社会の形成を進めるためには、まず、企業・事業者の発生抑制やリサイクルの取り組みを進めることが重要である。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、p15の重点施策「事業者の自主的な取り組みの支援」に次の記述を追加します。 <u>「・産業廃棄物や事業系一般廃棄物など事業者が排出する廃棄物は家庭から排出される廃棄物に比べて、府域では約8倍に達しています。 ・循環型社会を形成するためには、排出事業者による発生抑制やリサイクルの取り組みを進めることが重要です。」</u></p>
11	10 ~	<p>ゴミの減量化について根源的な解答を求めれば、捨てる物を作らせない事に尽きる。産業がそれぞれの発展を目指して生産を増やしていけば、おのずとゴミは増え続ける。作り続けていて循環を考えても、追いつかないと危惧する。 日本のみならず地球のために、信念に基づいた強い政治力、行政力をもって英断すべき。プラスチック容器、ビニール袋は無くてもいいと覚悟しましょう。消費者の意識改革も大切。 リサイクル商品はいまだ官公庁の保護のもとにあり、一般の市場での競争力はないといわざるを得ない。今後は特別扱いを止め、一日も早く誰もが買いたい商品を作るよう指導すべき。</p>	<p>本計画案の基本理念で掲げている「循環型社会の形成」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会からの脱却を目指し、まず廃棄物の発生抑制、次に資源としての循環的な利用、最後に適正処理との考え方が示されており、ご指摘の考え方と一致しているものと考えます。 また、その為には消費者である府民の意識改革が重要な課題であり、p15の序章4(4)の「ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの推進」及びp20の序章4(4)の「環境教育・啓発の推進」、さらにp85第4章「2府民・事業者・行政の連携」の(1)及び(2)にその旨の記載をしています。 また、リサイクル製品については、これまで消費者は「値段が高い割りに品質が劣っている」との印象を持ちがちでしたが、リサイクル製品のうち一定の基準に満たしたものを大阪府が認定し、その普及に努める旨の記述をp18の序章4(4)の「再生品の利用促進」に記載しています。</p>

廃棄物対策における課題

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
12	12	<p>「都道府県別の総排出量で大阪府は東京都について全国2番目、一人当たり排出量は1,257g/日と最も多くなっています。」の評価について、以下のように改めるべきと考えます。</p> <p>「都道府県別の総排出量で大阪府は東京都について全国2番目、一般廃棄物総量の一人当たり排出量は1,257g/日と最も多くなっています。内訳は、家庭系ごみの排出量は665g/日(全国平均727g/日)と全国平均の91%ですが、事業系ごみは592g/日(全国平均355g/日)で167%となっています。家庭系ごみの排出削減に引き続き取り組むとともに、事業系ごみの削減が大きな課題となっています。」</p> <p>理由 大阪府廃棄物処理計画の基本理念は「拡大生産者責任」を根底におくべきです。国の施策とも絡み難しいところもあるでしょうが、課題や問題点ははっきりとさせておくことが必要だと考えます。1人当たりの排出量は2004/1999年度対比で家庭系は90%、事業系は100%です。減量化に努めてきた府民や行政のとりのくみを正しく評価することが必要です。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、当該箇所の記載を下記のとおり修正します。</p> <p>「都道府県別の総排出量で大阪府は東京都について全国2番目、一人当たり排出量は1,257g/日と最も多くなっています(新潟県、兵庫県の災害分は除く)。生活系ごみは平成12年度に比べて総排出量で約11%の削減が進んでいますが、事業系ごみについては約3%の削減にとどまっています。生活系ごみの排出削減に今後とも一層取り組むとともに、事業系ごみの削減が大きな課題となっています。」</p>

重点施策

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
13	15	<p>意見 No.12 の考え方から、重点施策の「リサイクル・排出抑制の推進」の記述の順番は 事業者の自主的な取り組み支援、ライフスタイル・ビジネススタイル、家庭ごみの排出削減、とすべきと考えます。</p> <p>その上で、「多量排出事業者制度の効果的運用や、実績の公表などの施策を検討し、実施します。」とあるように事業者に対する具体的な対応を推し進めることが必要です。事業系ごみがなかなか減らない原因の一つに、事業者への指導・啓発や多量排出事業者への計画書策定・報告義務化の取り組みが遅れていることが考</p>	<p>重点施策の項目の順番は施策の優先順位を表しているものではなく、また現況データの整理など計画全体の構成も生活系・事業系の順番に記載していることから原案のとりの記載とします。</p> <p>なお、事業者の取組みの重要性については、意見 No.10 により、p15 の重点施策の「事業者の自主的な取組みの支援」に次の記述を追加することとしています。</p> <p>「・産業廃棄物や事業系一般廃棄物など事業者が排出する廃棄物は家庭から排出される廃棄物に比べて、府域では約8倍に達しています。」</p>

		えられます。	・循環型社会を形成するためには、排出事業者による発生抑制やリサイクルの取組みを進めることが重要です。」
14	15	<p>家庭ごみの排出削減の推進について</p> <p>「排出抑制策として市町村における家庭ごみ処理の有料化の導入の促進、また有料化の導入による排出削減の受け皿として資源ごみの分別収集の拡充、」は削除してください。</p> <p>理由</p> <p>有料化によって家庭ごみの排出削減がすすむのではない。大阪府で家庭ごみが減少しているのは、1999年頃から急速に広まった分別収集の拡大、リサイクルによるもの。2005年に富田林市で実施した調査から次の事がいえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量は4 - 5年で元の量に戻る ・生ごみ排出量が減ったのは、粗大や資源ごみとして出されるようになった、分別が進んだ、ということができる。 <p>川下の有料化を考えるのではなく、川上の拡大生産者責任を問う施策をまず行うべきです。川上から供給される「ごみ」が減らない限り、府民に負担を押し付けても効果はあがりません。</p>	<p>有料化だけで家庭ごみの削減が進むものではないということは当部会での検討においても同様の認識をしています。</p> <p>一方、一般廃棄物処理の有料化は、経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるためその推進を図るべきとの国の見解も示されています。</p> <p>家庭ごみの排出を削減するためには、レジ袋などの容器包装ごみの削減に向けた取組み、資源ごみの分別収集の拡充や府民への啓発、さらに家庭ごみの処理の有料化など、総合的に取り組むことが重要であると考えており、原案のとりの記載とします。</p>
15	15	<p>事業者の自主的な取組みの推進について</p> <p>環境マネジメントシステムの導入を支援について、中小企業が認証取得できないのは取得金額及び維持費用が原因。私たち審査員がISO14001の書類を審査し、合格したら大阪府が承認することにすれば、認証取得する会社が増える。</p>	<p>環境マネジメントシステムには、ISO14001以外にもエコアクション2.1など手続きが簡素化され、費用負担の少ないものが提案されています。計画案ではこれらについての情報提供を行うなどして中小企業の環境マネジメントシステムの導入を支援する旨の記載をしています。</p>
16	15	<p>事業者の自主的な取組みの推進について</p> <p>大阪湾広域臨海環境整備センターは、ISO14001などの環境マネジメントシステムや環境CSR報告書などの内容がホームページで公開されていない。また、維持管理におけるモニタリングデータや適正処理の事実なども公開されていない。</p> <p>同センターに対しISO9001及び14001取得の指導を計画に入れること。</p>	<p>廃棄物の減量化やリサイクルを進めるため、環境マネジメントシステム等の導入を促進することを計画案では記載していますが、個別の事業所の認証取得について、大阪府の廃棄物処理計画で記載することは適切でないと考えます。</p>
17	16	<p>家電リサイクルの推進について</p> <p>文章を次ぎのように改める。</p> <p>廃家電品の適正な処理及び資源の有効な活用の確保を目的と</p>	<p>ご提案いただいているのは、「大阪方式を前面に打ち出した記述は控えるべき」とのご意見です。</p> <p>その理由として、小売店の介在について国との見解が統一されておらず、</p>

して家電リサイクル法が施行されました。大阪府では家電リサイクル法の「リサイクル料金が一律で高い」「地域の再生資源事業者を排除した」などの問題点を解決した、家電リサイクル大阪方式を推進しています。

理由

家電リサイクル大阪方式において小売店が介在した場合、小売店の法的責任が国と府で見解が統一されていません。責任を問われるのは小売店です。

来年の通常国会で家電リサイクル法改正案が審議される予定であり、その場合、大阪方式が存続できるかは未知数です。

力をそそぐのは、確実にリサイクルされ資源が循環するシステムです。そして、消費者や自治体関係者、小売り事業者が強く要求している「リサイクル料金の前払い制」などです。

前払い制になっても、大阪方式が存続するためには、家電リサイクル法の抜本的な改正が必要です。

上記のような理由から、大阪方式を前面に打ち出した記述は控えるべきだと考えます。

小売店に責任が問われること、前払い制になれば、家電リサイクル法が抜本的に改正されなければ、大阪方式の存続が困難になることなどが挙げられています。

大阪方式が求めている理念は、ご指摘されているように、「家電リサイクル法の『リサイクル料金が一律で高い』、『地域の再生資源事業者を排除した』などの問題点を解決」するために、再生資源事業者を活用し、消費者の負担軽減を図ろうとするものです。また、そのためには、消費者や関係者の理解が得られなければなりません。なお、小売店が介在しない場合は、国も大阪方式は適法であるとしています。

ご指摘のような問題点を解決し、「確実にリサイクルされ、資源が循環するシステム」の構築のためには、家電リサイクル法の抜本的な改正が必要であり、また、こうしたシステムにおける小売店の介在のあり方についても、法改正の審議の中で、議論されるべきものと考えています。

したがって、「大阪方式を前面に打ち出した記述は控えるべき」との考えを採用することはできませんが、大阪方式を大阪府の施策として採用するに至った状況を詳しく説明する必要があることから、当該箇所及び第 1 章 3 (4)「家電リサイクルの推進」の記述を下記のとおり修正します。

(序章：p16)

・廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として家電リサイクル法が施行されましたが、「リサイクル料金が一律で高い」「地域の再生資源事業者の活用がほとんど図られていない」などの課題に対応するため、再生資源事業者を活用し、消費者の負担軽減を図るため、~~府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」~~を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

(第 1 章：p36)

・廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として平成 13 年 4 月に家電リサイクル法が施行されましたが、「リサイクル料金が一律で高い」「地域の再生資源事業者の活用がほとんど図られていない」などの課題に対応するため、再生資源事業者を活用し、消費者の負担軽減を図る府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

18	17	<p>建設リサイクルの推進について</p> <p>環境基本法には「環境への負荷」が明記されているため、大阪府が発注する公共工事における建設汚泥や建設リサイクルにおいては、設計単価と環境負荷を評価して発注し、また工事業者も双方を評価し採用するように、環境基本法を遵守した指導を行うように公共工事の適正な管理に環境負荷の検討を加えること。</p>	<p>本計画は「天然資源の消費が抑制され環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成すること」を基本理念に置き、個別分野の施策のうち建設廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進については、「第2章 3 減量化目標達成のための施策 (2)建設リサイクルの推進」に記載しています。また、大阪府の発注工事については、p68に記載しているように、「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」に基づいて策定された「都市整備部環境配慮指針(案)」などに基づき、リサイクル等の優先的な取組みが進められています。なお、建設廃棄物のリサイクルにおいては、建設汚泥について土壌汚染に係る環境基準への適合を利用の条件とするなど、生活環境の保全上の支障が生じないように努めているところです。</p>
19	18	<p>循環型ビジネスの振興について</p> <p>循環型社会、リサイクル社会の形成のためには、再生資源業者の役割が重要であり、その役割と活用について記載すべき。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、同項目の記載を下記のとおり修正します。</p> <p>循環型ビジネスの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の循環的な利用を進め循環型社会を形成するためには、<u>循環資源を適正にリサイクル(リユース、リペア、資源循環などを含む)する循環型ビジネスの役割が重要です。</u> ・特に、<u>リサイクルなど資源の循環的な利用を進める上で、再生資源業者は、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っていることから、その活用や育成が図られるよう努めます。</u> ・また、<u>再生品の需要拡大などを通じて、再生品の市場形成の促進に努めます。</u> ・さらに、「大阪府エコタウンプラン」をはじめとして、民間の先進的なリサイクル施設の立地を促進するとともに、インターネットによる情報発信、セミナー、シンポジウム等を通じた事業マッチングによるビジネスチャンスの創出などに努めます。
20	18	<p>再生品の利用促進について</p> <p>ぜひ、進めるべき。粗大ごみで回収されたものを再生して、無料または低価格で再利用するとりくみが市町村でよく行われていましたが、最近、一時のような活気が感じられないように思う。引き取り手がないことが問題の一つだと思うが、一方でフリーマーケットなどが元気。府が音頭を取って、「大阪府リサイクル市」などを年1回でも開催してはどうか。環境フェスティバルと合体させてもいい。</p>	<p>府においては、今後とも再生品の利用促進には積極的に取り組んでいくこととしています。</p> <p>なお、フリーマーケット等については、直接の記述はしていませんが、p16「製品等の長寿命化等の促進」の項目で「消費者に対して、ものを大切にし、長期間使用するなどリユースの取組を促します。」との記述の中にその趣旨を含んでいると考えています。</p>

2 1	1 9	<p>アスベスト、低濃度 PCB の処理について具体的な方針を打ち出すべき。</p>	<p>石綿（アスベスト）対策については、平成 18 年に廃棄物処理法の改正が行われ、飛散性のものとして断熱材や耐火被覆板が追加されるとともに、非飛散性のものについても新たに処理基準が定められました。この法律の処理基準が遵守されるよう指導の徹底を進めることとし、一般廃棄物については p42 に、産業廃棄物については p73 に具体的な取り組みについて記載しています。</p> <p>PCB 廃棄物の処理体制については、PCB 特別措置法に基づき国により整備が進められています。大阪府では、これまで国に対し低濃度 PCB 汚染物対策を早期に示すよう要望してきましたが、環境省において平成 18 年から低濃度 PCB 汚染物の確実かつ効率的な処理方法の確立に向けて、焼却・溶融による処理の実証試験が行われているところです。今後、大阪府では低濃度 PCB 汚染物の処理体制が整備されるまでの間、廃棄物処理法に基づき事業者に対し適正な保管を指導するほか、説明会等を通じて処理の動向に関する情報の提供等を図ることとしています。</p>
2 2	1 9	<p>健全な廃棄物処理ビジネスの育成について 前頁の循環型ビジネスとの違いを明確にすべきである。</p>	<p>同項目の、廃棄物処理ビジネスは産業廃棄物処理業者を想定しており、下記のとおり修正します。</p> <p><u>優良な産業廃棄物処理業者の育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良な産業廃棄物処理業者の育成を促すため、廃棄物処理法に基づく優良性評価制度を促進するとともに、業界団体による研修制度の支援を図ります。
2 3	2 0	<p>情報公開の推進について 市町村の一般廃棄物処理事業のコスト分析及び情報公開について、大阪湾広域臨海環境整備センターがいまだに実施していないのに、市町村ができるのか。大阪湾広域臨海環境整備センターが情報公開のモデルとなることを計画に入れること。 大阪湾広域臨海環境整備センターは、ISO14000 などの環境マネジメントシステムや環境 CSR 報告書などの内容がホームページで公開されていない。また、維持管理におけるモニタリングデータや適正処理の事実なども公開されていない。</p>	<p>ご指摘の記載については、国の基本方針において市町村の一般廃棄物処理事業の効率化のため、コスト分析とその情報公開を進めることとされたものを受けたものです。現在、国においてコスト分析の手法等が検討されていますので、その検討結果を踏まえ、大阪府において必要に応じて関係機関にも同様の働きかけを行いたいとしています。</p> <p>また、大阪湾広域臨海環境整備センターについては、これまでは主に排出事業者や搬入業者向けの広報をホームページ等において行ってきましたが、お示しのような情報についても、同センターの事業の公共性に鑑み、積極的な情報開示がなされるよう大阪府において働きかけを行いたいとしています。</p>
2 4	1 5 ~	<p>大阪はリサイクル率が低い。特に一廃は京都と並んで最低ライン。 原因は行政がフェニックスに依存する体質が抜けきっていない</p>	<p>一般廃棄物のリサイクル率の向上は重要な課題と考えており、計画案においても、序章及び第 1 章に分別収集促進計画に基づく市町村の分別収集の促進や資源化施設の整備促進等について記載しているところです。</p>

		からで、2022年にはフェニックスが終了する事を考慮して今からリサイクル率を上げる施策をもっと具体的に考えるべき。	
25	15～	各種リサイクル法の推進には家電の大阪方式のように具体策を打ち出すべき。そうでないと府民の理解は得られにくい。	各種リサイクルの推進は、それぞれの法律の枠組みに違いが見られますが、いずれも府民や事業者の協力が不可欠です。府においても、それぞれのリサイクルが円滑に推進されるよう、必要な措置を講じるとともに府民等への法律の趣旨等の周知に努めているところです。 ご指摘の趣旨を踏まえ、p10の序章の基本理念等に以下の文章を追加します。 <u>「・その実現のためには、地域におけるリサイクルの取組みを促進する独自のリサイクルシステムの構築に向けた視点なども踏まえ、循環型社会の形成に向けた仕組みづくりを検討していきます。」</u>
26	15～	ごみは捨てるから廃棄物であり、この廃棄物には多くの未利用資源が含まれていることをもっと府民にPRしてリサイクルに協力する意識を高めるべき。多量に発生する上下水道汚泥などはその典型。	ご指摘の趣旨については、計画案の重点施策の「環境教育・啓発の推進」の中の「府民や事業者が循環型社会の形成についての理解を深め、・・・」の記述に含まれていると考えています。また、上下水道汚泥については、例えば流域下水道においては再生利用に関する目標を定めるとともに府民へのPRにも取り組んでおり、大阪府では各事業主体においてこのような取組みが進められるよう働きかけることとしています。
27	15～	廃食用油からのBDF（バイオディーゼル燃料）などに積極的に取り組むべき。	廃食用油のBDF化については、主に化石燃料の代替を目的として、一部地域でモデル的に取り組まれている事例はありますが、廃食用油の回収・保管や製造したBDFの品質・コスト面での課題も指摘されています。廃棄物の減量化、資源の有効利用の観点からは、廃食用油を含め、現在、焼却処分されているごみのリサイクルの可能性を検討することが重要であり、p39の第1章 3減量化目標達成のための施策 (9)調査・研究の推進の冒頭に「 <u>一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、</u> 」という文を加えます。
28	15～	家庭ごみで言うなら、生ごみを一般ごみに混ぜないで別処理をする。こうすることで週に2回も回収する必要がなくなる。処理はエネルギー資源化方式にする。仮に、厨芥ゴミを廃棄物排出量の18%とすると、約80万トンのエネルギー資源が生まれる。これ	生ごみのリサイクルについては、個別の家庭でコンポスト化等のリサイクルが行われている例はありますが、市町村の一般廃棄物処理事業の中で生ごみのリサイクルを行うことは、コスト面等から現時点では難しいと考えています。

	<p>の有効活用の事例に苦労はない。</p>	<p>しかしながら今後の課題として、p39 の第 1 章 3 減量化目標達成のための施策 (9)調査・研究の推進」の冒頭に「<u>一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、</u>」という文を加えます。</p>
--	------------------------	---

(2) 第 1 章 一般廃棄物
減量化の目標量

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
29	32	<p>排出量の将来推計方法について 「生活系については、家庭ごみの有料制の導入が予定されている市町村では 10%、その他の市町村では 3%抑制することとしました。また、事業系については、全ての市町村で 3%の削減を行うこととしました。」の記述は削除すべき。</p> <p>(理由) 有料化がごみ削減につながるものではない、ことは序章の意見 (No.14) で述べました。ごみが削減できた自治体は、焼却場や処分場の逼迫が契機となり、ごみ削減や分別強化のための住民説明会を何百回となく繰り返し、住民啓発が進んだからです。有料化は、焼却場や処分場と同じく、住民に説明をする契機となったにすぎません。有料化のシステムがごみ減量につながるわけではありません。 10%の削減根拠が示されていません。 導入が予定されている市町村でも十分に住民の意思確認がされているわけではありません。住民に負担を押し付ける有料化を、目標を達成する手段として大阪府廃棄物処理計画に書くのは間違いです。 当方の調査では、家庭ごみ削減の有効な施策として市町村が考えているのは 分別、啓発、有料化の順です。ただし分別や啓発は自らが実践して確信を持っている反面、有料化につい</p>	<p>ご指摘の記載は将来推計方法を説明している部分であり、計画においても明記しておくべきと考えます。</p> <p>また、有料化を導入する予定の市町村において生活系ごみの 10%が削減されたとした根拠ですが、第 2 回部会において平成 14 年度以降に導入した自治体の実績を整理したところ 15~23%の削減がみられたため、今後の排出量の復元も考慮し 10%の削減と設定しました。排出量の復元については、有料化の手法等や合わせて実施する他の施策の内容にもよりますが、平成 14 年度に導入した岸和田市では導入後 4 年目においても 20%以上の削減が継続されています。</p> <p>なお、有料化の導入にあたっては、ご指摘のようなごみ削減や分別強化への理解と協力を得るための住民説明会等を通じた啓発や自治体における資源ごみのリサイクルへの取組強化が重要と考えています。</p> <p>第 2 回部会資料は、下記アドレスでごらんいただけます。 http://www.epcc.pref.osaka.jp/kannosomu/kankyo_singikai/waste/giji/2/2-9.pdf</p>

		<p>では確証があつてのことと思われません。</p> <p>家庭系ごみの減量手段は、分別の徹底、啓発、集団回収など住民との共同で目標を達成すべきです。大阪府が有料化を促進するような計画を立ててはいけません。</p>	
--	--	---	--

減量化目標達成のための施策

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
30	36	<p>一般廃棄物処理の有料化の推進について</p> <p>大阪府として統一有料化には反対。すでに市町村によっては有料化に近い形で実施している。例えばゴミ袋の種類を指定して購入させているところもある。</p>	<p>ごみ処理の有料化はあくまで各市町村が地域の実情に応じて、その導入の是非や有料化の方法について判断されるもので、大阪府として統一的に有料化を行うというものではありません。</p> <p>一般廃棄物処理の有料化は経済的インセンティブによる排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革に有効であるとされており、計画案では市町村による有料化の導入を大阪府としても促進することとしています。</p>
31	36	<p>一般廃棄物処理の有料化の推進について</p> <p>デポジット制度は賛成。早急に実施すべき。</p>	<p>デポジット制度については、使用済み製品の回収・資源化の促進に効果があると考えられますが、その導入にあたっては、消費者や事業者等の広範囲にわたる関係者のコンセンサスを得て、全国一斉に実施することが望まれるため、府においては法制化も含めて国に要望を行っているところです。</p>
32	36	<p>一般廃棄物処理の有料化の推進について</p> <p>計画(案)の記述では、大阪府が有料化促進の旗振りをするということです。生活ごみでは、有料化がごみ減量に大きな効果を上げているわけではないことは、すでに述べました。この記述を改めないのであれば目標量設定のところ、有料化が予定されている市町村の削減目標を10%としたことと合わせ、有料化によってごみが削減される根拠・実証例を別項をたてて示してください。</p>	<p>一般廃棄物処理の有料化については、経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるためその推進を図るべきとの国の見解が示されています。</p> <p>また、第2回部会において平成14年度以降に導入した自治体の実績を整理したところ15~23%の削減がみられたため、今後のリバウンドも考慮し、今後有料化を導入する予定の市町村においては生活系ごみの10%が削減されるものと設定しました。リバウンドについては、有料化の手法等や合わせて実施する他の施策の内容にもよりますが、平成14年度に導入した岸和田市では導入後4年目においても20%以上の削減が継続されています。</p>
33	34~	<p>埋め立て処分量の削減にもっと努力すべき。フェニックスがなくなることを前提に考えるべき。</p> <p>焼却物には多くの未利用資源がある。生ごみは高速メタン発酵でエネルギー回収。魚アラは魚粉、魚油、食廃油はBDF、廃プラ</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、「第1章 3 減量化目標達成のための施策 (9) 調査・研究の推進」の冒頭に「<u>一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これら</u></p>

		紙は RPF 燃料などに利用できるはず。 焼却場の能力を削減する発想が足りない。フェニックスが無くなれば今のようなコストで処理できなくなり、リサイクルする事で十分成り立つはず。 産廃の処理に比べて行政の努力が足りない。	の再生利用を進めることが重要です。このため、」という文を加えます。
34	34～	ごみを最も多く出しているのは、一般家庭（全体の60%以上）と言われている。市町村のごみ排出量を調査し、市町村に対し減量化目標値を提出させるべき。	大阪府域では、一般廃棄物のうち家庭から排出されるものは約56%を占めており、その削減は重要な課題であると考えています。大阪府では毎年度市町村ごとのごみの排出・処理状況の調査を行いその公表を行っています。また、市町村ごと減量化目標値については、廃棄物処理法において市町村は減量化の目標値などを記載した一般廃棄物処理基本計画を策定し・公表することとされています。 なお、ごみの排出状況のデータについては、より迅速に公開することで、府民等のごみ減量化への意識の向上にもつながることから、重点施策 各主体との連携の「情報公開の推進」の記述を下記のとおり修正します。 ・減量化目標の達成状況など本計画の進捗状況について、インターネットなどを通じて広くかつ迅速に情報公開を行い、効果的な計画の推進を図ります。

適正なごみ処理の推進

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
35	40	「適正な」「検討」「促進」「努めます」との記述が多い。「実施します」に統一すべき。 p40の6行目「3R」を「4R」に変更	それぞれの事業の進捗状況や位置づけ等により、最も適切な記述を用いています。 「4R」については、一部で「3R」に「Refuse」あるいは「Repair」加え使用されている例もみられますが、ここでは「循環型社会形成推進交付金制度」における用語にあわせ「3R」という表現を用いています。
36	43	大阪湾広域臨海環境整備センターは、ISO14001などの環境マネジメントシステムや環境 CSR 報告書などの内容がホームページで公開されていない。また、維持管理におけるモニタリングデータや適正処理の事実なども公開されていない。 周辺環境の保全、公共関与で有る以上。大阪湾広域臨海環境整備センターが情報公開モデルとなることを計画に入れること。	大阪湾広域臨海環境整備センターについては、これまでは主に排出事業者や搬入業者向けの広報をホームページ等において行ってきましたが、お示しのような情報についても、同センターの事業の公共性に鑑み、積極的な情報開示がなされるよう大阪府において働きかけを行いたいとしていますが、個別の事業者の情報公開について本計画で取り上げることは適切でないと考えています。

37	44	(6)民間処理業者・再生資源業者の指導・育成について 民間処理業者と再生資源業者の違いを明確にすること。また、再生資源業者の役割とその活用について記載すること。	<p>民間処理業者とは主として民間の資源化施設等の設置者を指しており、同項目のタイトルを「(6)再生資源業者等の活用及び育成」とし、記載については下記のとおり修正します。(意見 No.69 による修正を含む)</p> <p><u>(6)再生資源業者等の活用及び育成</u></p> <p><u>再生資源業者は、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っていることから、その活用や育成が図られるよう市町村に対し働きかけます。また、廃棄物再生事業者登録制度の活用等により優良な再生資源業者の育成に努めるとともに、リサイクルを円滑に推進するために、市町村とともに再生資源業界の振興策やより効率的なリサイクルのための技術開発に対する支援の検討などを行います。</u></p> <p><u>民間の一般廃棄物資源化施設等のごみ処理事業者については、一般廃棄物の適正処理を進める上で重要な役割を担っており、ごみの適正処理を推進し、ごみ処理の信頼性、安全性の確保を図るため、ごみ処理施設への立入等により廃棄物処理法に基づく維持管理基準の遵守など、事業者を指導するとともに、優良な処理事業者の育成に努めます。</u></p>
38	44	<p>大阪湾フェニックス計画の概要について</p> <p>「港湾施設の整備などを目的とし、広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理のため、海面埋立てによる最終処分場の確保を行う。」とあります。基本的に埋め立ては環境破壊です。(その内、大阪湾がなくなります)</p> <p>「港湾施設の整備などを目的とし」ではなく、「広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理のため、やむなく海面埋立てによる最終処分場の確保を行う。」とすべき。行政内では、「新しい大地」と位置づけられている部署もあると聞きます。これでは「埋め立ての推進」「環境破壊の推進」にほかなりません。行政部署内での、意識調整も同時に行っていただけることは、いうまでもないことです。</p>	<p>ご指摘の記述については、大阪湾圏域の2府4県内の関係する自治体等が参画する大阪湾広域臨海環境整備センターが策定した「大阪湾フェニックス計画」を紹介している部分で、同計画からの引用であるため、原案のとおりとしたいと考えています。また、当該箇所の計画案本文では、「最終的に埋立処分せざるをえない廃棄物の適正な処分を図るため」「周辺環境の保全にも配慮し」と記載しており、ご指摘の趣旨に沿った記載であると考えます。</p>
39	46	<p>リサイクルを促進するには市場原理が正しく働く必要があります。現在のごみ処理経費は市民や事業者に正しく負担されている状況にはないと思う。すなわち、ごみ処理手数料は原価の半分程度であり、残りは税金で賄っている状況です。事業者は、ごみ減量を実施することには賛同しますが、これ以上のごみ処理への経</p>	<p>本項目では現在国において検討されている廃棄物会計基準案の検討状況も踏まえ、市町村等による一般廃棄物処理事業のコスト分析及び情報提供が促進されるよう府は努めることとしています。</p> <p>ごみ処理経費を明確にし、公表することで、ご指摘のようなより経済的に合理性のある処理方法が選択できるようになると考えています。</p>

	<p>費負担は困ると言う。しかし、現時点でもごみ処理費用をすべて負担しているわけではなく、本来負担すべきごみ処理費用との比較においてごみ減量の経費負担の適否について考えてもらうべきである。このため、廃棄物会計を大阪府の指導の元、府内市町村に浸透させ、市民や事業者にごみ処理原価を情報として伝え、この処理原価とごみ減量コストを比較して経済性のとれる方法を選択するよう誘導すべき。</p> <p>このため、p46の「廃棄物会計基準等案の検討状況等についての情報提供を行うなど」の表現だけではなく、積極的に大阪府が府内の市町村へ浸透していくことを計画として掲げるべき。</p>	<p>府においては、同会計基準案が成案となった段階で積極的にその活用を市町村に対し、働きかけていくこととしています。</p>
--	---	--

(3) 第2章 産業廃棄物

減量化目標達成のための施策

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
40	67	<p>3(1)アについて</p> <p>建設業の多量排出事業者は、既に産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルを計画的に推進しているのではないのでしょうか。</p> <p>「多量排出事業者制度に基づく処理計画書の公表、処理実績を踏まえた助言等を通じて、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルを計画的に推進」と記述されているが、計画的に、とはどういう意味か。</p>	<p>大阪府では、計画案に記載のとおり、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者制度について、事業者の自主的な減量化の促進や住民への情報提供など、制度の趣旨を踏まえた運用を今後行うこととしています。また、本計画で定めた減量化目標の達成に向けて、多量排出事業者については処理実績報告によって排出量等を経年的に把握・評価し、必要に応じて施策の検討を行い産業廃棄物の着実な減量化を図ることが重要であることから、その旨を記載したものです。</p>
41	67	<p>3(1)イについて</p> <p>「環境マネジメントシステムの導入及び認証の取得等を推奨」については、具体的にどのような推奨をするのか。</p>	<p>大阪府では、環境マネジメントシステムの導入について、平成18年4月にホームページ上に「EMSポータルサイト」を設け、導入のための手法や制度についての情報提供を行っているところであり、今後、産業廃棄物処理に関する説明会などにおいても情報提供や推奨を図ることとされています。</p>
42	67	<p>大阪府が中心になり、特に廃棄物を中心にしたCSR活動の推進の実施を提案したい。</p>	<p>事業者におけるCSR活動の取組みについては、「第2章 3減量化目標達成のための施策 (1)事業者の自主的取組みの促進」に、情報提供等を通じて事業者の廃棄物の発生抑制及びリサイクルの取組みを促進する旨を記載しています。</p>
43	67	<p>循環型社会を形成して行くには、廃棄物の減量化と最終処分量の抑制をはかる必要があります。しかし、単に減量化を事業者に負わせるのではなく、事業者・市町村・大阪府が一体となっ</p>	<p>廃棄物の処理は排出事業者責任の原則に基づいて実施されるべきものですが、排出事業者における減量化の取組みを促進するためには、規制的手法に併せて誘導策を講じることも重要であると考えられます。このため、第1</p>

		て減量化作戦をすべきと思います。廃棄物を排出すると費用がかかりますが、減量化の量にあわせて減税措置を取るなど減量化に対するインセンティブを与える施策を取るべきと考えます。	章及び第 2 章に記載しているとおり、排出事業者における自主的取組みの促進に関する諸施策を実施することとし、インセンティブの形成については、排出事業者における減量化等の取組み状況に関する公表等について「第 2 章 3 (1) エ」に記載しています。なお、一定の要件を満たす産業廃棄物処理施設の設置については税制上の特例措置が定められています。
4 4	6 8	3(1)エについて 「排出事業者における発生抑制・リサイクルの取組みについて、事業者がより改善を進めるインセンティブとなるような手法」とは何か。	大阪府では、各事業者における発生抑制やリサイクルの取組みの状況をホームページ等で紹介することとしており、事業者における取組みの内容や改善の実績が府民や事業者に見やすい形で公開されることは、積極的・先進的な取組みを行う事業者の社会的評価につながるものとして期待されます。
4 5	6 8	3(1)オについて 技術的助言をきめ細かく行う専門家とは具体的にはどういう人を指すのか。どのような専門家をどのように募るのか、どのようなイメージのものにするのか分からない。	企業等で廃棄物管理の経験を持つ環境カウンセラー等による支援等が想定されますが、制度の詳細は大阪府において今後検討することとなります。
4 6	6 8	(2) リサイクルの推進について 入札業者決定の条件として、仕様書にリサイクル製品の義務付け等を組込んだらどうか。	大阪府の発注工事における再生品の使用については、大阪府グリーン調達方針に基づき推進されているところですが、今後、大阪府では、再生品の使用拡大のあり方について検討を行うこととしています。
4 7	6 8	18 行目の「適切な」を「府が維持管理します」、20 行目の「検討します」を「調査します」、 「推進します」を「実施します」、 25 行目の「進めます」を「実施します」に修正すべき。	については、文の冒頭の「大阪府においては」の記述によって、ご意見の趣旨は表されていると考えます。 については、府有財産の有効活用の観点から施設の利用状況の調査を実施しその結果を踏まえて移転・集約や貸付など施設の活用方策について検討が行われていることから、原案のとおりとします。 及び については、将来に向けて積極的に取組むことを含めた表現としています。
4 8	6 8	最終処分量に占める建設業の割合が 49%と最も多いが、建設業者は ISO9001 の認証取得者が多いため、ISO14001 の認証取得を府から働きかければよいと考える。	ISO14001 等の環境マネジメントシステムの導入は廃棄物の排出量の削減やリサイクルの推進に効果があることから、序章及び「第 2 章 3 減量化目標達成のための施策 (1)事業者の自主的取組みの促進」に、その導入・認証等を推奨し、環境マネジメントシステムの種類や仕組み、構築の手順、認証取得にあたっての手続き等を分かりやすく情報提供することによって導入を支援することなどについて記載しています。
4 9	6 8	建設廃棄物については、木造建築物の場合には瓦類、木材、金属類、土砂類、タイル等に分類され、鉄筋やコンクリート建造物の場合には鉄筋類、コンクリート類、土砂、金属類に分類される。	建設廃棄物の再生利用については、「第 2 章 3 減量化目標達成のための施策 (2)建設廃棄物の発生抑制・リサイクル」において、建設リサイクル法に基づく分別排出・再生利用の促進等、主要な施策について取りまとめてい

適正処理の推進

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
5 3	7 0	排出事業者の廃棄物に対する認識が一部大手を除いて低すぎる。条例に謳われている管理責任をもっと強化すべき。マニフェストの報告義務がどのような結果になるか期待したいがほとんどの排出事業者は知らないのが実態。	排出事業者の廃棄物処理責任については、一層の周知徹底を図ることが重要であるため、序章及び第2章に、廃棄物処理責任に関する情報提供、事業場の指導、産業廃棄物の適正管理を支援する施策等について記載しています。また、マニフェスト交付状況報告制度について、大阪府では説明会を開催するなどして周知を図る予定であり、併せて適正な委託手続きについて周知徹底を図ることとしています。
5 4	7 1	4(1)エ 交付状況報告について 毎年の行政報告から検索できるのではないのでしょうか	マニフェスト交付状況等報告は、廃棄物処理法に基づき平成20年度から排出事業者が義務付けられるものです。なお、大阪府では、府の要綱により比較的大規模な事業者に求めている産業廃棄物処理実績報告について、マニフェスト交付状況等報告制度が開始されることを考慮した見直しを検討しています。

産業廃棄物処理施設の整備

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
5 5	7 4	大阪府から排出される廃棄物が他府県に依頼されているが、大阪の廃棄物は大阪府内で処理すべきだと思う。	近畿圏においては、府県・政令市が相互に連携・協力し、大阪湾フェニックス計画をはじめ、広域的な役割分担のもと廃棄物の適正処理・リサイクルを推進してきたところです。なお、大阪湾フェニックス計画については「第1章 4 適正なごみ処理の推進 (5)最終処分場の確保」及び「第2章 5 産業廃棄物処理施設 (2)最終処分場の確保」に記載しています。
5 6	7 5	企業の成長に伴い廃棄物を減量しても資源にならない部分もかなりではらずで、狭隘な大阪の土地・空間を有効利用しながら最終処分場を建設する必要がある。建設に当たっては、事業者、公共団体が費用を捻出し最終処分場を建設する、拠出企業・公共団体による第三セクター方式で運営すれば、企業の余剰人員を解消することも可能となりリストラをしなくても第三セクターに派遣できる。	大阪府では、近畿圏の自治体等とともに、平成33年度までを計画期間とする大阪湾フェニックス計画を推進し、大阪湾に海面埋立てによる最終処分場を整備しています。このため、新たな公共関与での最終処分場の確保は難しいと考えます。

健全な処理業者の育成

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
57	76	健全な処理業者の育成で、例えば運転免許証に関する手続きで、優良運転者の特例として同一公安委員会の管内すべてで手続き可能になった。廃棄物の発生抑制と適正処理の推進に関しても、中間処理、最終処分など一連の許認可は、大阪府並びに市町村別々の認許可を改め、一連の認許可は全国一律になるように、大阪府が率先してその推進を図るように、計画に記載して実行すること。 そして、大阪府は廃棄物処理法や当条例に基づく許可取消や事業停止命令などの行政処分が行われたとき、又は当条例に基づく勧告に従わないときは、速やかにこれを公表するだけでなく、すべての処理業者に対する不具合内容とその是正処置の結果と過程までを情報公開すること。	大阪府では、中間処理施設や最終処分場の設置にあたり、循環型社会形成推進条例等による独自の事前手続きを定めており、施設の周辺における生活環境への影響等を考慮するとともに、住民への事業計画の周知を図ることとしています。他の自治体でも同様の手続きを有しているところもあり、地方分権の観点も踏まえ、こうした独自の手続きは必要なものであると考えられます。 大阪府では、p76 に記載しているとおり、許可取消しや事業停止処分など行政処分を受けた処理業者の情報は府条例に基づき公表することとしています。また、排出事業者や処理業者に対して府が行政指導を行った文書については、大阪府情報公開条例に基づき公開請求を行うことができます。
58	77	産廃業者については、東京都のように第三者機関による優良業者格付けを行い業者の育成にもっと積極的になるべき。そうでないと記載されているように施設の建設が進まない。	府域においては廃棄物処理法に基づく優良性評価制度の運用を平成 18 年 3 月に開始しており、この制度の円滑な運用や制度の趣旨を活かした促進策に関する検討について p.77 に記載しています。第三者機関による優良業者の格付けについては、その次の段階の課題として、公的部門及び民間部門それぞれの役割のあり方などを含む検討がなされるべきであると考えられることから、「優良性評価制度の促進」の原案を下記のとおり修正します。 <u>優良性評価制度の促進等</u> 優良性評価制度については、府域においても平成 18 年 3 月から廃棄物処理法施行規則に基づく運用を始めていることから、今後ともその円滑な運用を進めるとともに、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるという趣旨に沿った手法・制度についても検討します。
59	77	優良性評価制度の促進について 優良性評価適合者の評価基準は誰がどうやって作るのでしょうか。	優良性評価制度は廃棄物処理法に基づく制度であり、同法の施行規則において順法性、情報公開性及び環境保全への取組みに関する評価基準が定められています。

不適正処理対策

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
60	78	電子マニフェストの普及について 普及の具体的方法は、何かありますか。	電子マニフェストは、偽造がされにくく不法投棄等の不適正処理の防止に資するものであり、政府において平成 22 年度の普及率を 50%にする目標

			が設定され、情報処理センターにおけるシステムの改善が行われたところです。また、電子マニフェストの導入には、事務の効率化やマニフェスト交付状況等報告の情報センターによる代行などの利点があります。普及促進に当っては多量排出事業者や特別管理産業廃棄物の排出事業者を中心に導入を働きかける旨を p.71 に記載しています。
6 1	7 9	原状回復の促進等について 回復基金との整合性は、いかがでしょう。	計画案は、土地所有者が原状回復を行う場合の計画立案の支援など原状回復の促進方策を検討するとともに、都道府県等による代執行によらざるを得ない場合について、産業廃棄物適正処理推進センターの基金による代執行経費支援制度の交付対象の拡大等を国に要望する旨を記載したものです。

(4) 第 3 章 循環型社会の形成に向けた施設整備

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
6 2	8 1	大阪府エコタウンプランに位置づけられた民間リサイクル施設の整備、稼動に際しては周辺環境への影響について配慮すること。	ご指摘の趣旨を踏まえ、同項目の記述を以下のとおり修正します。 (2)大阪府エコタウンプランの推進 「大阪府エコタウンプラン」を推進するために、関係自治体（大阪府・大阪市・堺市・寝屋川市）とエコタウンに位置付けた 7 事業者で協議会を設置し、 <u>リサイクルの一層の推進、周辺環境への配慮等の基本的考え方のもと、エコタウンに関する情報発信や資源循環を担う各主体との交流・連携の促進などの諸課題に、協働で取り組んでいきます。</u>

(5) 第 4 章 各主体の役割と連携等

府民・事業者・行政の役割

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
6 3	8 3	府民の役割は、府の広報誌、自治体の広報誌で 2 ヶ月に 1 回程度繰り返し掲載すべき。 事業者の役割として記載されている内容を、府・自治体・企業が CSR の一環として取り組めば、大阪府のごみ問題は解決すると思えます。	ご指摘のとおり、廃棄物の問題には、各主体がそれぞれの役割を認識して自主的・積極的に行動することが重要であると考えています。このため、本章においてもそれぞれの主体の役割を明記するとともに、府民や事業者との連携を進めていくことについて記載しています。 また、大阪府においては、本計画案が成案となった段階で広く府民等にも周知することとしています。
6 4	8 3	(2)事業者の役割について 記載内容が排出事業者に関するものと処理業者に関するものが	ご指摘の趣旨を踏まえ、同項目を下記のとおり修正します。 (2)事業者の役割

	<p>混在している。主体別に項目を分けるべきである。また、後者には再生資源業者の役割も位置づけるべきである。</p>	<p><u>製造事業者・排出事業者</u></p> <p><u>製造事業者は、自らが生産する製品について、原材料の選択や製造工程の工夫等により、生産段階だけでなく、その使用・廃棄後においても適正にリサイクルや処分されることに配慮しなければならない。</u></p> <p>原材料の選択や製造工程の工夫等により、加工、販売等の各過程において発生抑制に努めるとともに発生する廃棄物については、再生利用や適正処理が容易となるよう配慮する。</p> <p>使用後に廃棄物となる製品や容器等の減量化を推進し、容器等の簡素化、繰り返し使える容器の使用、商品の耐久性の向上、適正な処理が困難とならず、使用後に再使用・再生利用が容易な商品等の製造・販売を行う。</p> <p>修理の容易な製品を製造するとともに、修理体制を整備する。</p> <p>商品の長期的使用の促進、適正なリサイクルや処理に要する情報の提供を行う。</p> <p>商品や容器等を自主的に回収し、再生利用等を推進する。</p> <p>再生原料や再生品の使用・販売を行う。</p> <p><u>排出事業者は、事業活動に伴って排出される廃棄物について自らの責任で適正に処理しなければならない。</u></p> <p>処理を他人に委託する場合は、適正な処理費を負担するとともに産業廃棄物については、契約書の締結、マニフェストの交付等を厳格に運用する。</p> <p>廃棄物に関する責任者を選任し適正処理を推進するとともに、社内研修等を実施する。</p> <p><u>再生資源業者・廃棄物処理業者</u></p> <p><u>再生資源業者は、資源循環の各段階において、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っている。</u></p> <p><u>より効率的・高品質なリサイクルを進めるため、リサイクル技術の高度化等に努める。</u></p> <p><u>廃棄物処理業者は、資源循環の各段階において、廃棄物の減量化や適正処理を進める上で重要な役割を担っており、廃棄物処理や減量化に関する情報を収集し、新しい技術の導入に努めるととも</u></p>
--	--	--

			<p>に処理施設の維持管理を適正に実施し最終処分される廃棄物の減量等に努める。</p> <p>産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を受託する場合は、適正処理を実施し、契約書の締結、マニフェスト等について廃棄物処理法に基づき厳格に運用する。</p> <p>廃棄物処理業者は廃棄物処理を行う専門業者として適正処理に努めることはもとより、環境への影響を可能な限り低減するよう努める。</p>
65	84	(3)市町村の役割について 再生資源業者の役割とその活用について位置づけるべきである。	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、同項目に以下の記述を追加します。</p> <p><u>リサイクルを進める上で重要な役割を担っている再生資源業者の活用や育成に努め、リサイクルをより一層推進する。</u></p>

(5) 計画案全体に関する意見・提案等

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
66	-	<p>本計画は、バイオマスの利用推進に関する記述は必要ないのか。バイオマスは、資源循環とともに地球温暖化の防止にとっても役に立つものとして、新聞でも最近よく目にします。</p> <p>前計画策定からこの間に、国では「バイオマス・ニッポン総合戦略」、大阪府では「バイオマス利活用推進マスタープラン」が発表されていて、バイオマスの総合的な利活用を推進するとされています。</p> <p>これらに即して、有機性の廃棄物も有用な資源として、その利活用の考え方を示すべきと思う。</p>	<p>本計画案においても、バイオマスの一種である有機性の廃棄物の利活用は、重要な課題であると考えており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p3 及び p80 の大阪府エコタウンプランにおけるバイオマスエタノール製造事業 ・p17 の食品リサイクルの推進 ・p40 のごみ焼却施設における余熱の利用 ・p50 のし尿処理汚泥の有効利用 ・p51 のごみ燃料化処理、高速堆肥化処理、飼料化処理、メタン発酵処理 ・p69 の建設発生木材の再生利用 <p>などに記載しています。</p> <p>しかしながら「バイオマス」という言葉には、廃棄物系バイオマス以外に資源作物なども含むものであるため、本計画案ではバイオマスの利活用という表現ではなく、個別の項目ごとにその取組みについて記載しています。</p> <p>また、「第1章 3 減量化目標達成のための施策 (9)調査・研究の推進」の冒頭に「<u>一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、</u>」という文を加えます。</p>

6 7	-	<p>長野県が議会上程していた「廃棄物の発生抑制等による良好な環境の確保に関する条例」にある「環境モニタリング制度」と「行政権限発動請求制度」を導入することで、行政の透明性と公平性を向上させ、廃棄物行政に対する府民の信頼を高めることができるので、同制度を導入する旨を盛り込んでいただきたい。</p> <p>「環境モニタリング制度」は、現状では規制対象施設に対して事業者が自主測定するほか、行政が報告徴収や立入検査を行い、その結果により改善命令などの措置が講じられるが、行政の調査について、住民からは「事業者寄り」に見え、不信感を招く結果となることがありうるため、住民も行政と一緒に検査対象のサンプリング等を行うことができるようにするものである。</p> <p>「行政権限発動請求制度」は廃棄物処理法や大阪府循環型社会形成推進条例などの関係法令等（条例を含む）に基づく処分、報告徴収、立入検査を対象に、適正処理がなされていないと府民が考える場合、行政権限の発動を請求できる制度である。行政権限の発動は行政庁の裁量であり、不法投棄に対する後手後手の対応も、その不行使が原因と指摘されている。また、不行使には理由があるのだろうが、府民にはわかりにくい。</p> <p>しかし、この制度を導入すれば、権限を行使しないならば、行使しない理由を示すことになるので、廃棄物行政に対する府民の信頼を高めることができる。</p> <p>なお、行政事件訴訟法においても、直接型義務付け訴訟も可能となったが、対象が行政処分に限定されているほか、「重大な損害を生ずるおそれ」が要件とされており、原告適格という障害があるため、別に「行政権限発動請求制度」をつくる意義は大きい。</p>	<p>(環境モニタリング制度について)</p> <p>大阪府には、ご指摘のような環境モニタリング制度はありませんが、廃棄物処理施設等の周辺環境のモニタリング調査については、当該施設等からの環境影響の程度や緊急性等を検討し、実施します。調査を実施することとなった場合の調査内容や結果に関する文書は、大阪府情報公開条例において請求があれば公開対象となるものであり、調査の透明性は確保されるものと考えられます。また、サンプリングを行った検体の分析については計量証明事業者に委託して行うこととなり、適正に調査・分析が行われているものと考えています。</p> <p>(行政権限発動請求権制度について)</p> <p>不適正処理が疑われるような場合で、府民等からの通報があった場合には、立入調査等により、状況の把握を行った上で、必要に応じ行政指導や行政処分等の対応が行なわれており、その経過については通報者に報告するとともに、大阪府情報公開条例において請求があれば公開対象となる行政文書として保存されることにより、ご指摘の制度を導入した場合と実質的に同じ対応がなされるものと考えられます。</p> <p>また、本計画案でも不適正処理対策は重要な課題と位置づけしており、p77からの「不適正処理対策」の項目で、不適正処理の原因者に対しては速やかに厳正な行政処分を行う旨記載しています。</p>
6 8	-	<p>廃棄物の減量はどの自治体でも取り組んでいることですから、他の自治体の成功例を調査すべきです。例えば、マイバグの持参によるレジ袋の削減は、すでに京都などで試行されているので、この成果を参考にすべきです。計画の中には、他の自治体の取り組み例が見あたりませんでした。</p> <p>大阪府廃棄物処理計画(案)はたいへん冗長で読むのが嫌になります。広く一般から意見を求めるのであればもっとわかりやすくすべきです。廃棄物処理計画(案)の概要もわかりにくく、特に2ペ</p>	<p>マイバグの持参によるレジ袋の削減に向けての取組みについては、計画案の p15 の重点施策の リサイクル・排出抑制の推進 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの推進、及び p34 の(1)府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進の中に記載しているところです。</p> <p>ご指摘のように他自治体の取組みなど先進的な事例を参考にすることは事業を効率的に進める上で重要なことと考えています。計画案においても p51(1)ごみ処理技術の向上のための情報発信の中に「新技術の動向やごみ処理施設の整備・維持管理など、ごみ処理技術に関する情報の収集に努め</p>

		ージ目は概要ではなく単なる目次でしかありません。この概要では重点施策に的を絞って何をやろうとしているのかを分かりやすく解説すべきです。	る」や p8 の(4)府の役割では、「市町村、近隣府県との連携を図り、廃棄物に関する情報の交換を行う」との記載をしているところです。 概要版の作成方法については、今後の参考とさせていただきます。
69	-	リサイクルがなかなか進まないのは、リサイクルするよりも焼却処理、埋立処分するほうが費用が安いことが原因の1つである。市町村など公共の処理施設の場合、これらの処理料金は実際にかかるコストよりも低く抑えられていることがある。適正な料金設定とすることでリサイクルを推進することができるはずである。	ごみ処理経費を明確にし、公表することで、ご指摘のようなより経済的に合理性のある処理方法が選択できるようになると考えています。 計画案では、現在国において検討されている廃棄物会計基準案の検討状況も踏まえ、市町村等による一般廃棄物処理事業のコスト分析及び情報提供が促進されるよう府は努めることとしています。 また、リサイクルを促進するためには、分別収集の拡充、府民の意識改革による分別への協力の促進、リサイクル技術の向上によるリサイクルの効率化の促進などが必要です。 分別収集の拡充及び府民の意識改革については、すでに計画案に示されているとおりですが、リサイクル技術の向上を促進するため、 計画案 p45 の(6)民間処理事業者・再生資源業者の指導・育成（意見 No.37によりタイトルを修正）の記述を下記のとおり修正します。 「市町村とともに再生資源業界の振興策やより効率的なリサイクルのための技術開発に対する支援の検討などを行います。」
70	-	計画案には「努めます」「検討します」などの言い回しが多く、具体的な手法、数量的な記載が少ない。これでは「計画」ではなく、「宣言文」、「方針書」ではないか。	廃棄物処理計画は、主として今後の施策の基本的な方向性や減量化の目標、施策を推進するための基本的事項を示すものと考えられます。ご指摘のような具体的な施策の実施については、本計画の考え方に基づき、大阪府において計画期間中に個別に検討されるものと考えています。
71	-	抽象的な文言の羅列から脱して実践可能で具体的な計画を策定して欲しい。	
72	-	大阪都市部では、すでにビルなどが立ち並び、今後ガレキの再資源化が問題となる一方、地域部ではまだまだ開発されておらず自然にあふれていますが、徐々に開発が進んでいくでしょう。新しく建造物を造る時、どうしてもコンクリートを主にした建造物となります。マンションなどがいい例ですが、そうした場合、基礎を打つために掘り、出て来た土砂は廃棄（ほとんどが埋め立て行き）埋め戻しでは他所から土を持って来る。という2重の環境破壊が行われています。出て来た土砂を土と石に選別して、土は埋め戻し（100%近く使えます）石は他所で利用する。自然石なので使い道（砕石だけでなく）はいくらでもあると思います。	土砂については、廃棄物処理法の適用を受けないことから、本計画に位置付けることは適切ではないと考えます。なお、大阪府では、公共発注工事において「リサイクル原則化ルール」の対象に建設発生土を含め、工事間流用等による建設発生土の有効利用が推進されているところです。

2. 市町村の意見と部会の考え方

(1) 序章

計画改定の背景等

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市 1	2	発生抑制・リサイクルの推進について 内容に再使用（リユース）の取組が含まれているため、項目名に「再使用（リユース）」を加えた「3R（発生抑制・再使用・再生利用）」の推進とするべき。	ご指摘の記述は、前計画の進捗状況を取りまとめたものであり、前計画の項目を掲げているもので変更することは適切ではありません。

計画の性格

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市 2	9	本計画案と市町村が策定している一般廃棄物処理計画との整合性について明記すべき。	大阪府廃棄物処理計画は、市町村の意見を聞いた上で策定するものであり、今後策定される市町村一般廃棄物処理基本計画は、同計画と整合する内容で策定されるものと考えており、p9 序章 2 計画の性格に次の記述を追加します。 「国が定める・・・に即して策定しています。さらに同法に基づき市町村が策定する一般廃棄物処理基本計画は本計画と整合が図られ策定されるものです。」

重点施策

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市 3	1 5	リサイクル・排出抑制の推進について 内容に再使用（リユース）の取組が含まれているため、項目名に「再使用（リユース）」を加えた「3R（発生抑制・再使用・再生利用）」の推進とするべき。	ご指摘のとおり 3R の取り組みを含むものですが、その中で特に重点を置くべきものとして、「リサイクル」、さらに「排出抑制」の順に項目名に掲げているもので原案のとおりとします。
市 4	1 5	家庭ごみの排出削減の推進について 家庭ごみの有料化について「排出抑制策として市町村による家庭ごみ処理の有料化の導入の促進」と明記されており、「排出抑制＝有料化」と誤解を招く恐れがあるため、「排出抑制策の一つとして市町村による家庭ごみ処理の有料化の導入の促進」とするか、P 3 6 に明記されているとおり「排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため」について追加し明記するべきではないか。	「排出抑制策の一つとして市町村による家庭ごみ処理の有料化の導入の促進」と修正します。

(2) 第1章 一般廃棄物
排出及び処理等の状況

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市5	23	「なお、一般廃棄物(ごみ)には、市町村等で収集・処理されるもの以外に、小売店の店頭での回収、回収業者への引き渡し、市町村等による回収前の抜き取りなど、直接リサイクルルートに回るものがあります。」との記述がありますが、この表現では、市町村等が抜き取り回収を行っているようにも受け取れる。	「市町村等による回収前の抜き取りなど」を 「市町村等が回収する前に持ち去るいわゆる資源ごみの抜き取りなど」と修正します。

減量化の目標量

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市6	32	表1-8について 平成22年度の減量化目標量について、将来推計人口が減少していくと推測される中で、一般廃棄物の発生量が増加している原因は。	p32の表1-8の下に参考として記載しているとおり、将来の発生量については、1人当たりの排出量を1世帯当たりの人数の変化を考慮して設定し、将来推計人口を乗じて求めています。ご指摘のとおり将来推計人口は減少する見込みですが、1世帯当たりの人数も減少を続けている中で、他自治体を実施した世帯人数と1人当たりの排出量の関係の調査結果から、1人当たりの排出量の増加が見込まれることからトータルの発生量も増加するものと推計されました。
市7	32	生活系の減量化の目標量については、府民1人1日あたり(原単位)の目標量を参考として加えるべきではないか。	目標年度の1人1日当たりの排出量は、総排出量を推計するために、1世帯あたりの人数の変化等から設定したものであり、減量化目標の表に記載することは誤解を招く可能性があるため適切でないと考えます。
市8	32	平成22年度(目標)における再生利用量の推計方法(生活系、事業系)についての説明が必要ではないか。(最終処分量は、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定める基本方針に基づいて目標量を算出しているが、再生利用量の目標量は何かに基づいて算出しているのかを明記すべきではないか)	排出量、再生利用量、最終処分量等はすべて平成17年度の実績値を元に今後想定される要因や取り組みなどを考慮して設定しているもので、国の基本方針に基づいて算出しているものではありません。しかしながら再生利用量についても算定方法を明確にするため、排出量の将来推計方法と合わせてP32の参考に記載することとします。
市9	32	平成22年度の計画目標量について、「P25の図1-7の市町村等におけるごみ処理状況図」のとおり示すべきではないか。	ご指摘の趣旨の図は、大阪府において資料編を作成する段階で掲載される予定です。

減量化目標達成のための施策

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市10	36	一般廃棄物処理の有料化の推進について 国の基本方針における「地方公共団体の役割」の1つとして挙げられている「一般廃棄物の有料化」に関して下記の一文を挿入すべき。 「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」	計画案には「今後は、家庭ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、市町村における家庭ごみの処理費用の有料化の導入を促進することとし、導入のための手法や先進事例の情報提供などに努めます。」との記述がありご指摘の趣旨はすでに含まれているものと考えていますが、有料化の導入趣旨を明確にするため、「今後は、 <u>経済的インセンティブ</u> を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、・・・」と修正します。
市11	36	一般廃棄物処理の有料化の推進について 一般廃棄物処理の有料化の導入実態について、導入している市町村数や導入しているごみ種別などの図表を挿入すべき。	大阪府では、毎年度府内市町村等の一般廃棄物の発生処理状況等を「大阪の一般廃棄物」として取りまとめ公表しています。その中でごみ処理の手数料の状況を取りまとめしていますので、5年計画である廃棄物処理計画への記載は必要ないものと考えています。
市12	37	(6)集団回収、店頭回収など自主的なリサイクルの取組みの推進について 「より効果的な集団回収」の具体的な方法は	大阪府では、回収奨励金の設定や自治会等の地域組織との連携などの具体的な手法について、今後、市町村とともに検討しながら進めていくこととしています。

適正なごみ処理の推進

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市13	40	(1)市町村等による施設の整備促進について 前計画では、「ごみ焼却施設の新設・更新時には、ばいじん、燃え殻を溶融する灰溶融施設の整備を促進」する旨の記載があったが、今回の計画案ではその旨の記載がない。今後の施設の新設・更新時に灰溶融施設は具備しなくていいと解釈してよいか。	国庫補助金制度では、焼却施設の更新・新設時には原則、灰溶融施設の設置が交付の条件となっていました。平成17年度より設けられた循環型社会形成推進交付金制度は、灰溶融施設の設置が交付の要件として示されていません。 一方、最終処分量の削減のためには、ばいじん・焼却灰の減量化・資源化を進める必要があることから、当面、灰溶融施設の設置を推進しつつも、今後の技術動向に注視し、多様な処理施設・方策の導入を推進することとしています。
市14	43	(4)広域化の推進について 情報交換・取組方策の検討等とあるが具体的な記述が必要。	広域化の推進については、計画案にも記載している「ブロック広域化計画」の中で具体的な内容について取りまとめられています。大阪府では、今後、ブロック会議等の場においてブロック広域化計画の進捗管理等に努めることとしています。

(3) 第2章 産業廃棄物

不適正処理対策

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市15	78	7 不適正処理対策について 不適正処理発生の芽を摘むための対策として、「早期発見」・「連携強化」・「情報の共有化」も重要ですが、その先に続く「迅速な対応」・「効果的な指導」が最重要であることを盛り込んでいただきたい。	ご指摘の趣旨を踏まえ、第2章 7 不適正処理対策 「警察・市町村等関係機関との連携強化」の記述を「特に、不適正処理事案に迅速で効果的な対応ができるよう、市町村との連携強化及び情報の更なる共有化を図り、地域に一層密着した監視・指導体制を構築していきます。」に修正します。

(4) 第3章 循環型社会の形成に向けた施設整備

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市16	80	前計画では、「広域灰溶融施設の設置の検討」について記載されていたが、今回の計画案では記載がない。同施設の設置を市町村等に求めることはないか。	大阪府においては、広域的灰溶融施設の設置の予定はありません。

(5) 第4章 各主体の役割と連携等

府民・事業者・行政の役割

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市17	85	(4)府の役割について 「リサイクル施設や処理施設の整備を促進する。」との記述がありますが、その促進にあたって、廃棄物処理センター等の設置等公共関与の考え方を示されたい。	ご指摘の記述については、民間又は市町村が行う施設整備を促進するという趣旨で、大阪府においては公共関与による廃棄物処理センターを整備する予定はありません。

(6) 計画案全体に関する意見・提案等

意見 No.	計画案頁	意見要旨	部会の考え方
市18	-	「3R」、「リデュース」、「リユース」などの用語の説明が必要ではないか。 「発生抑制・排出抑制」、「再使用・リユース」、「再生利用・リサイクル・資源化」についての用語を統一するべきではないか。	用語の説明については、大阪府において資料編を作成する段階で検討することとしています。 「発生抑制と排出抑制」については、「発生」は処理等のために外部に「排出」される前の状態を意味し、「排出」はその後外部に出された後の状態を意味しており、使い分けを行っています。 「再使用・リユース」、「再生利用・リサイクル・資源化」については、それぞれ同じ意味の言葉ですが、文脈の中で使い分けを行っています。

<循環資源の流れの有機的な連携のイメージ>

